

【主な改正概要】

(1) 職権打刻関係(第2章及び第6章関係)

道路運送車両法第32条に規定される職権打刻について、これまでの刻印を車台等に打ち付ける方法に替わる新たな打刻手法の実用性について検討を行った結果、あらかじめ打刻が施された金属プレート及び封印を車台等へ標示する方式が導入されます。

施行日:平成21年7月1日

(2) 原動機の型式欄への記載(3-4-6)

電気式ハイブリッド自動車等複数の原動機により駆動する自動車の原動機の型式欄の記載が規定されました。

施行日:平成21年4月1日

(3) 自動車検査証備考欄の記載(3-4-19)

備考欄への記載内容の追加及び記載内容の修正

施行日:平成21年4月1日

バイオディーゼル100%燃料を併用する場合には、その原料にかかわらず車両使用上の注意喚起が必要であることから記載内容が修正されました。

【記載例:バイオディーゼル100%燃料併用】

脂肪酸メチルエステル100%燃料または混合率5%超脂肪酸メチルエステル混合軽油の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン(指導要領)の制定について

ガソリン、LPG、CNG又は軽油を燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能及び蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えた自動車にあつては、その旨を備考欄に記載されます。

【記載例:ハイブリッド自動車】

【記載例:プラグインハイブリッド自動車】

改正揮発油品質法に基づく試験研究計画のための特例措置を受けた場合、混合率5%を超える高濃度バイオディーゼル燃料を販売または消費することが可能となったことから、当該車両が特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用していることを明確するため備考欄に使用燃料が記載されます。

【記載例:燃料品質法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用】

脂肪酸メチルエステル 100%燃料または混合率 5%超脂肪酸メチルエステル混合軽油の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン(指導要領)の制定について

圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた自動車にあっては、その旨を備考欄に記載されます。

【記載例:燃料電池自動車】

重度の傷病者でその居宅において療養しているものについて、いつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を、当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車にあっては、その旨を備考欄に記載されます。

【記載例:緊急自動車(在宅傷病者緊急往診用)】

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示について(緊急自動車の車体色)

(4)限定検査証(その2)(3-8関係)

窓口業務の簡素化を目的として、限定検査証(その2)を電子情報処理組織(Motas)を用いて出力することに伴う改正。

施行日:平成 21 年 4 月 1 日